審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　　社会福祉課

法令名	社会福祉法	法令番号	昭和２６年法律第４５号
手続名	社会福祉法人の吸収合併の認可	根拠条項	第５０条第４項において準用する第３２条

審査基準

社会福祉法人の吸収合併の認可は、根拠条項のほか、平成１２年１２月１日付け障第８９０号・社援第２６１８号・老発第７９４号・児発第９０８号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知「社会福祉法人の認可について」に定める社会福祉法人審査基準及び平成１２年１２月１日付け障企第５９号・社援企第３５号・老計第５２号・児企第３３号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、老人保健福祉局計画課長、児童家庭局企画課長連名通知「社会福祉法人の認可について」に定める社会福祉法人審査要領に基づいて行う。

受付機関	社会福祉課	処理機関	社会福祉課	交付機関	社会福祉課	標準処理期間　－日 標準経由期間　－日	目次No.	